

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

## ■ 注目トピックス

## 国家発展改革委員会など、消費の新たなエンジン役の育成に向けた政策措置を公表

国家発展改革委員会は2024年6月24日、商務部などと連名で、『新たな消費シーンの創出、けん引役の育成に関する政策措置』を公表しました。この政策措置は、消費シーンの高度化とデジタル化の加速により、消費の新たなエンジン役を育成・拡大するため、飲食や文化観光・スポーツ、ショッピング、耐久消費財、健康・介護・育児、コミュニティサービスの6つの分野において、新たな消費シーンの創出に向けた17項目の取り組みを示しました。

## ■ 直近の重要政策

## 財政政策

- ✓ 設備更新向け融資の利子補給政策の実施に関する通知  
(財政部など、6/25)

## マクロ政策

- ✓ 『ベンチャー投資の高度な発展を促進する若干政策措置』の公表に関する国務院弁公庁の通知  
(国務院、6/19)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 国家発展改革委員会など、消費の新たなエンジン役の育成に向けた政策措置を公表

国家発展改革委員会は 2024 年 6 月 24 日、商務部などと連名で、『新たな消費シーンの創出、けん引役の育成に関する政策措置』<sup>1</sup>(以下、政策措置)を公表しました。この政策措置は、消費シーンの高度化とデジタル化の加速により、消費の新たなエンジン役を育成・拡大するため、飲食や文化観光・スポーツ、ショッピング、耐久消費財、健康・介護・育児、コミュニティサービスの 6 つの分野において、新たな消費シーンの創出に向けた 17 項目の取り組みを示しました。

消費促進におけるチャンスとトレンドについて、国家発展改革委員会の責任者は会見で、①生活改善意識の向上、②科学技術イノベーションによる新たな消費モデルの創出、③人口構造の変動に伴うサービス消費需要の上昇、④農村部の消費高度化に伴う潜在力の引き出しという 4 点を挙げました。また、23 年の最終消費支出は経済成長への貢献度が 82.5%となり、最大のけん引役となった。これに加え、1 人当たりの GDP が 1 万米ドル台を超えると、消費高度化が加速する傾向があるという世界各国の経験を踏まえ、中国の 1 人当たりの GDP が既に 1 万 2,000 米ドルを超えたため、1 人当たりの GDP の更なる上昇や中間所得層の拡大は、消費高度化に拍車をかけていくと説明しました。

この政策措置の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】政策措置の主な内容

分野	主な内容
① 飲食消費	<p><b>1. 飲食消費の各分野を深掘り</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方特有のグルメ資源を掘り起こし、各地のグルメガイドブックの公表を奨励する。大型飲食チェーンによる県（日本の郡に相当）域市場への進出を奨励する。</li> <li>▶ 乳幼児、青少年、妊産婦、高齢者などの多様なニーズに対応できる食事サービスを提供する。惣菜・加工食品、乳製品産業関連標準の整備を加速させ、生乳によるミルクの生産を奨励する。</li> <li>▶ 飲食と文化観光、展示会、見学などの融合発展を推進する。</li> </ul> <p><b>2. 飲食消費のスマート化を支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 飲食企業のデジタル化を推進し、市場分析と集客力を向上させる。飲食デリバリーの注文と配達のスマート化を進め、注文履歴や食の好みに応じて個別のおすすめの提案を行うことを奨励し、条件を具備する地域では無人配達を普及させる。</li> <li>▶ 飲食店による厨房の可視化を奨励し、調理過程の自主公開制度の普及に注力する。</li> </ul>
② 文化観光・スポーツ	<p><b>3. 観光業態の融合を強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ウィンタースポーツやマリンアクティビティ、ドライブキャンプ、レッドツーリズム、見学ツアー、健康や癒しの旅を積極的に発展させ、音楽、ショー、スポーツイベントとツアーを融合させた観光業態を普及させ、テーマ旅行の人気ツアーを開発する。</li> <li>▶ 交通と観光の融合発展を推進し、観光専用列車、観光道路、低空遊覧飛行などの新たな観光サービスの展開を奨励する。</li> <li>▶ デジタルアート、没入型体験などの新業態を積極的に発展させ、ライブ配信、動画配信プラットフォームを利用したオンライン観光展示活動の展開を支援する。</li> </ul> <p><b>4. 地方観光の質向上を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域文化に特化した国家級観光レジャーシティと町を作り上げる。</li> <li>▶ レジャー農業を発展させ、農村の民宿の品質を向上させ、農村観光スポットの PR 活動を展開する。</li> </ul>

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202406/t20240624\\_1391289.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202406/t20240624_1391289.html)

【図表 1】政策措置の主な内容（続き）

分野	主な内容
②文化観光・スポーツ	<p><b>5. インバウンド観光の利便性を向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出入国政策措置を引き続き最適化し、ビザ免除措置が適用される国を積極的に増やすことを検討する。主要な訪問客が来る国からの入国便数を適切に増やす。</li> <li>➤ 交通施設や人気観光地、レストラン・ホテル、空港・駅など公共の場所での外国語標識を整備する。地図ナビゲーションアプリに多言語サービスを追加し、配車サービスを最適化する。飲食や宿泊、移動、娯楽、買い物、医療などのシーンに焦点を当て、重点場所及び重点店舗リストを策定し、国外銀行カードを利用できるように推進する。</li> </ul> <p><b>6. 文化娯楽・スポーツ消費を拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 若年層に人気のあるアミューズメントスポットを作り上げ、VR(仮想現実)体験などのエンタメモデルのイノベーションを促進する。</li> <li>➤ 質の高い公演活動を増やし、海外の優良な文化製品の導入に力を入れる。</li> <li>➤ スポーツパーク、フィットネスセンターなどのフィットネス施設の整備を推進し、質の高いアウトドア施設を作り上げ、スポーツ・レジャー消費を拡大する。</li> <li>➤ 農村部でのスポーツイベントの実施を奨励し、スポーツイベントと観光が組み合わせた消費促進活動を展開する。</li> </ul>
③ショッピング	<p><b>7. ショッピングの多様化を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 既存の歩行者天国の改修とアップグレードを推進し、スマート商店街を積極的に発展させる。古い工場建物、都市公園、芝生広場などの開放空間を活用し、クリエイティブエリア、キャンプ場を作ることを奨励する。</li> <li>➤ 遊休公共資源の商業化運営を模索し、苦境に陥っている百貨店、大型スポーツ施設などを複合商業施設へ改修することを奨励する。</li> <li>➤ 条件を具備する地域では、公共交通指向型開発(TOD)の計画を策定し、バスターミナルなどの総合開発利用を推進することを奨励する。</li> </ul> <p><b>8. 新技術活用で顧客体験を向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ビジネス・貿易流通インフラ施設を整備し、従来型商社・流通企業のデジタル化レベルを向上させる。オンラインと実店舗で販売された商品の品質と標準の均一化を強化する。AI モデル、360 度 VR、デジタル人間などの技術を利用し、ライブコマースのモデルを開拓することを模索する。</li> <li>➤ インターネットで家具配置をシミュレーションするバーチャルレイアウト、衣類を試着するバーチャルフィッティングなどのサービスを展開し、没入型体験消費を促進する。</li> <li>➤ スマートスーパー、無人店舗、スマート書店などの新業態を発展させる。</li> </ul> <p><b>9. 中国ブランドのファッション商品を育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新商品ブランドの育成に注力する。各地が地元発のブランドを作ることを奨励し、老舗ブランドと無形文化遺産の消費潜在力を掘り起こす。</li> </ul>
④耐久消費財	<p><b>10. 自動車消費シーンを開拓</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 車両購入制限を設けている地域での規制緩和、車両購入指標（ナンバープレートの発行）の増加を奨励する。老朽自動車の廃棄・買い替えを支援するための補助金を支給する。公共分野の車両電動化の試行範囲を拡大する。</li> <li>➤ 自動運転の商用化を着実に推し進める。自動車レース、ドライブキャンプ、自動車文化体験、自動車改造、オートリースなどと結びつけ、アフターマーケットのサービスを充実させ、中古車の安心で便利な取引をさらに促進する。</li> </ul> <p><b>11. ホーム・インテリア用品消費シーンを多様化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ショッピングモールやコミュニティ、EC プラットフォームに住宅展示場を開設することを奨励する。家電リサイクルシステムを整備し、家電下取り・買い替えを促進する。販促キャンペーンの実施や訪問買取サービスの提供などを奨励する。</li> <li>➤ スマートキッチン、健康浴室などの応用シーンを普及させたデジタル家づくりを推進する。スマートセキュリティ、スマート駐車、立体駐車なども普及させる。</li> </ul> <p><b>12. 新たな電子機器消費シーンを創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ フレキシブルスクリーン、AI カメラ、超急速充電、AI アシスタントなどの機能開発を強化し、人間とコンピューターの相互作用の利便性を向上させる。スマートテキスタイルの応用分野を開拓する。清掃、娯楽、高齢者介護、教育訓練などにおけるロボットの機能を充実し、AI モデルに基づいた人型ロボットの開発を模索する。</li> <li>➤ C2M（製造者が消費者の注文を受けてから商品を作る受注生産型のビジネスモデル）、オーダーメイド及びフレキシブル生産などの展開を奨励する。</li> </ul>

【図表1】政策措置の主な内容（続き）

分野	主な内容
⑤健康・介護・育児	<b>13. 健康消費の発展を推進</b> ➤ 条件を具備する地域と医療機関は個別医療サービスを提供することを奨励し、民間資本によるハイエンド医療サービス分野への参入を支援する。 ➤ デジタルツイン、ブレインマシンインターフェースなどの技術を融合した医療機器と健康用品を研究開発する。
	<b>14. 高齢者の消費シーンを開拓</b> ➤ ECプラットフォーム、大型商業施設による高齢者向けキャンペーンの実施、ブースの特設を支援する。 ➤ 条件を具備する地域では、高齢者向けレストランに補助金、高齢者に食事手当・クーポンを支給することを奨励する。 ➤ 高齢者介護サービス機関が医療衛生機関との併設、提携契約の締結などの方式を通じて高齢者の健康養老サービスの需要を満たすことを奨励する。条件を具備する医療衛生機関によるコミュニティや高齢者の自宅でのサービス提供を奨励する。 ➤ リハビリ機器のアップグレードを推進する。健康管理、養老介護、メンタルケアなどのスマート製品を発展させる。
	<b>15. 育児消費の発展に注力</b> ➤ 全日保育、短時間保育など多様な保育サービスの提供を奨励する。 ➤ 保育士などの育児関係者の研修と管理制度を整備する。 ➤ 公共場所におけるベビールームの整備を加速させ、デパートやオフィスビルなどの子供連れへの施設環境づくりを強化する。
⑥コミュニティサービス	<b>16. コミュニティの住民向けサービスを改善</b> ➤ コミュニティが遊休不動産、既存施設を活用し、高齢者介護と育児、食事、スポーツ・フィットネス、健康関連、家事代行などのサービスを提供することを支援する。 ➤ スマートコミュニティの発展を模索し、生活サービスのデジタル化・スマート化を推進する。
	<b>17. 農村部の消費環境を最適化</b> ➤ 農村部における道路、給排水、生活排水・ごみ処理などの公共インフラ施設の整備を加速させる。 ➤ 農村部の宅配物流システムを整備し、ECや宅配便による農村部への浸透レベルの向上を加速させる。 ➤ 農村部における新エネルギー自動車、グリーン・スマート家電などの販促を支援する。映画、スポーツイベント、読書などの文化活動の展開も支援する。

（政策措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 設備更新向け融資の利子補給政策の実施に関する通知

(原文: 关于实施设备更新贷款财政贴息政策的通知)

財金 [2024] 54 号

財政部など 2024 年 6 月 25 日公表

#### 【主要内容】

- 財政部は国家発展改革委員会などと連名で、設備更新のために企業に融資した金融機関に対する利子補給を支給する通達を公表した。
- 企業が『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』（国務院24年3月公表）に基づき行った設備更新が、関係部門が策定した候補プロジェクトリストに盛り込まれ、かつそのプロジェクトに融資した銀行が中国人民銀行から再貸出の支援を受ける場合、財政部はその融資に対し利子補給を支給する。候補プロジェクトリストについては、国家発展改革委、工業情報化部、交通運輸部と農業農村部などが共同で策定する。
- 利子補給率は1%、実施期間は2年を超えない。適用対象となる銀行は国家開発銀行を初めとする政策性銀行や大型商業銀行など21行。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/phjr/202406/t20240625\\_3937986.htm](http://jrs.mof.gov.cn/zhengcefabu/phjr/202406/t20240625_3937986.htm)

### マクロ政策

#### 『ベンチャー投資の高度な発展を促進する若干政策措置』の公表に関する国務院弁公庁の通知

(原文: 国务院办公厅关于印发《促进创业投资高质量发展的若干政策措施》的通知)

国弁発 [2024] 31 号

国務院 2024 年 6 月 19 日公表

#### 【主要内容】

- 国務院弁公庁は、イノベーションと研究開発活動へのテコ入れ、科学技術型企業の成長促進を目指し、ベンチャー投資の発展を促す政策措置を公表した。
- 質の高いベンチャー投資企業の育成を加速させる。有力企業、研究機関、イノベーションプラットフォームなどによるベンチャー投資への参入を奨励する。
- 政府系ファンドの役割を生かし、マザーファンドの形で戦略的新興産業と未来産業への直接投資を進める。国有ベンチャー投資企業の管理制度を改善し、ベンチャー投資の特徴に応じてコンプライアンス上の責任免除制度を整備する。
- 条件を満たすベンチャー投資企業による社債の発行を奨励する。
- アセットマネジメント会社が科学技術型企業の成長段階と需要に応じ、エクイティやデット、信託など総合的な金融サービスを提供することを奨励する。
- 『私募投資ファンド監督管理条例』の監督管理要求を詳細化し、ベンチャー投資ファンドに対し、登記・届け出や資金募集、投資運用、リスク監視、現場検査などの面で他の私募ファンドと異なる監督管理政策を実施する。
- 外資による中国本土でのベンチャー投資の利便化を図り、『外商投資ベンチャー投資企業の管理規定』の改定を進める。世界的投資会社による中国本土での人民元建てファンドの組成を支援する。外商直接投資 (FDI) に係る外貨管理をさらに最適化し、ベンチャー投資企業による外貨業務を実施しやすくする。QFLP (適格海外有限責任組合) の試行範囲の更なる拡大を検討する。
- 中核技術を取得した科学技術型企業の上場、起債、M&Aに対し専門窓口を設け、関連手続きの迅速化を図る。
- 銀行がベンチャー投資企業との連携を強化し、融資と直接投資が組み合わせた業務などを展開するこ

とを奨励する。

- この他、バイアウトファンドとセカンダリー投資ファンドの発展支援、エンジェル投資家などに対する優遇税制の着実な実行などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content\\_6958230.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6958230.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。